

＝特集趣旨＝

教育における「包摂」と「排除」への臨床教育学的接近

1994年、「特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明ならびに行動の枠組み」が採択された。この声明で、特別なニーズをもつ子どもは「障がいのある子ども、英才児、ストリート・チルドレン、労働している子ども、過疎地の子どもや遊牧民の子ども、言語的・民族的・文化的マイノリティーの子どもなど」を含むとされ、「万人のための教育 (Education for All) が真に全ての人、とりわけ最も傷つきやすく (vulnerable)、最も必要としている人びとに対するもの」となるよう提起されている。さらにサラマンカ声明を受け、2009年にはユネスコの「インクルーシブ教育の指針」が示され、インクルーシブ教育をめぐる議論が国際的に活発になったことは周知の通りである。

こうした国際動向のもと、次期学習指導要領で「教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育」が打ち出された（中教審「答申」2016（平成28）年12月21日）。日本では、障がいのある子どもを対象とする特別支援教育に限定されてインクルーシブ教育システムの構築が提起されており、「インクルージョン（包摂）」の名の下にすでに「排除」の仕組みが内包されているとも捉えられよう。本特集では、「障害」、格差と貧困、いじめ、ヘイトなど種々の差別に直面している子ども・若者たちを視野に入れ、教育における「包摂」と「排除」をめぐる問題について臨床教育学の方法意識をもって迫りたい。

当事者にとって何をもって「包摂」とし、「排除」と考えるかは、それほど容易なことではない。場合によっては「包摂」のための「合理的配慮」が「排除」に連なることも起こり得よう。学力テスト体制やPDCAサイクル、「何が身についたか」を測る「学習評価の充実」など、「成果」を重視する競争的な今日の教育状況においては、「包摂」への指向が教員や子どもへの管理につながり、「排除」へと接続していくのではないかという問いも浮かび上がってくる。例えば、行政によるインクルーシブ教育推進に伴い、学校現場で影響を強めているユニバーサルデザインの授業（全ての子どもが「わかる・できること」を目指す）では、教室掲示や板書・発問の仕方など目に見える指導技術が前景化されている。しかし「包摂」の観点から深めるためには、本来、多様性を視野に入れた学びの質（子どもの生きる文脈に即したかけがえのない固有の意味や納得・探究する道筋）からの検証こそが求められるだろう。特別支援教育実践の内実に関わっても、「包摂」への「合理的配慮」が当事者の生存と発達の援助に基礎づけられていなければ「排除」になりかねない。さらに、2016年12月に成立した教育機会確保法（別名「不登校対策法」）や、近年増加したといわれる「発達障害」についても、「包摂」と「排除」をめぐる社会的関係性から検証することは重要であろう。

本特集では、こうした認識のもと、当事者のまなざしで「学習・発達とは何か」を根源的に問う視座から教育実践の場に根ざし、「包摂」と「排除」のありようへの問いを深めたい。とくに現場での具体的なケースに即した検討と問題提起を期待したい。

想定しているテーマは、例えば以下のようなものである。

- インクルーシブ教育の国際動向から日本の現状を照射する
- 「授業のユニバーサルデザイン」をめぐる「包摂」と「排除」
- 障がい青年の社会への移行支援と「包摂」「排除」の問題
- 「学校的価値」から周辺化される子ども・若者の「包摂」と「排除」
- 今日の「いじめ」や「不登校」をめぐる「包摂」と「排除」の問題
- 「発達障害」のある子どもの生活世界からみる「包摂」と「排除」の問題